

令和5年度ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱

令和5年8月1日

環境森林部環境森林課

(趣旨)

第1条 県は、2050年のゼロカーボン社会の実現に向けた取組を推進するため、予算で定めるところにより、県民又は県内事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に事業所を置く法人その他団体（国、市町村を除く。）又は宮崎県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業主。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、別表第2のとおりとする。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 導入した設備については、事業用途に使用するものであること。
- (2) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (5) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を提出して報告しなければならない。

- (1) 同項第1号に該当する場合 補助対象事業変更承認申請書（別記様式第5号）
- (2) 同項第2号に該当する場合 補助対象事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）
- (3) 同項第3号に該当する場合 補助対象事業遅延等報告書（別記様式第7号）

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

2 規則第15条の規定による補助金の額の確定後において補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書（別記様式第8号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に別表第3に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の2月28日のいずれか早い期日までにしなければならない。

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当

額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事が定める財産は1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

- 2 規則第21条第1項の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は前項の規定により処分を承認するときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年度の予算に係るゼロカーボン推進事業補助金から適用する。

別表第1（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助率							
県内事業者省エネ設備導入支援事業	空調設備の更新又は照明のLED化に要する経費。ただし、下表の要件を満たさない場合、設備の更新を行う事業所が法人その他団体の代表者や個人事業主の住居である場合を除く。	補助対象経費の合計額の3分の1以内（1,000円未満切り捨て。ただし、1事業者あたり200万円を上限とする。）							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="344 394 523 443">種別</th> <th data-bbox="523 394 1206 443">補助対象となる要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 443 523 880">空調設備</td> <td data-bbox="523 443 1206 880"> 次のいずれかに該当する空調設備に更新する場合。 ・一般社団法人環境共創イニシアチブが定める「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 公募要領」の別表1に記載の対象設備の基準値を上回る電気式パッケージエアコン（業務用エアコン） ・統一省エネラベルの省エネ性能が星3以上のエアコン </td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 880 523 1034">照明</td> <td data-bbox="523 880 1206 1034"> 蛍光灯または水銀灯などのLED以外の照明について、器具全体をLED照明器具に更新する場合。 </td> </tr> </tbody> </table>		種別	補助対象となる要件	空調設備	次のいずれかに該当する空調設備に更新する場合。 ・一般社団法人環境共創イニシアチブが定める「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 公募要領」の別表1に記載の対象設備の基準値を上回る電気式パッケージエアコン（業務用エアコン） ・統一省エネラベルの省エネ性能が星3以上のエアコン	照明	蛍光灯または水銀灯などのLED以外の照明について、器具全体をLED照明器具に更新する場合。	
	種別		補助対象となる要件						
空調設備	次のいずれかに該当する空調設備に更新する場合。 ・一般社団法人環境共創イニシアチブが定める「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 公募要領」の別表1に記載の対象設備の基準値を上回る電気式パッケージエアコン（業務用エアコン） ・統一省エネラベルの省エネ性能が星3以上のエアコン								
照明	蛍光灯または水銀灯などのLED以外の照明について、器具全体をLED照明器具に更新する場合。								

別表第2（第5条関係）

区分	内容
補助金交付申請書の添付書類	<ol style="list-style-type: none"> (1) 事業経費に関する見積書（2者以上） (2) 次に掲げる申請者の区分に応じて、それぞれ定める書類 <ol style="list-style-type: none"> ア 法人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記簿謄本又は現在事項全部証明書 イ その他の団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款等 ・ 代表者の住民票（発行から3か月以内のもの）。 ウ 個人事業主 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し（発行から3か月以内のもの） ・ 青色申告に係る納税地が県内の住所地、居住地又は事業場等の所在地であることを証する書面（事業所得に係る納税通知書の写し等） (3) 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。） (4) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第3号） (5) 第2条第4号に係る誓約書（別記様式第4号） (6) その他知事が必要と認める書類

別表第3（第11条関係）

区分	内容
補助金実績報告書の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実績書（別記様式第1号） (2) 収支決算書（別紙様式第2号） (3) 写真（設置した設備並びに当該設備の設置前及び設置後の状況を撮影したもの。） (4) 事業に係る支払等の証拠書類（請求書、領収書又は払込金受取書等） (5) 事業に係る契約の証拠書類（契約書等）

収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
自己資金	円	円	円	円	
県費補助金					
寄付金その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

〒

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、○○年度ゼロカーボン推進事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

番 号
年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

補助対象事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたゼロカーボン推進事業補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、補助金等の交付に関する規則第10条第2項及び令和5年度ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助金額等

単位：円

	変更前	変更後
補助金交付申請額		
補助金交付決定額		

(2) 補助事業内容

別紙「実施計画書（別記様式第1号）」及び「収支予算書（別記様式第2号）」のとおり

番 号
年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

補助対象事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたゼロカーボン推進事業業補助金に係る補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、令和5年度ゼロカーボン推進補助金交付要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

番 号
年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

補助対象事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたゼロカーボン推進事業補助金に係る補助事業について、予定の期間内に完了しない（事業の遂行が困難となった）ので、令和5年度ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 事業が予定の期間内に完了しない（事業の遂行が困難となった）事由及び原因
- 4 3の事由に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 事故の理由を立証する書類を添付すること。

番 号
年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

精算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定を受けたゼロカーボン推進事業補助金について、令和5年度ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込口座

金融機関名							
支 店 名							
銀行コード					支店コード		
預金の種類 (選択項目に丸)	普通	・	貯蓄	・	当座	その他 ()	
口座番号							
口座名義人 (カタカナ)							

※必ず申請者名義の口座にしてください。

※ゆうちょ銀行の振込用口座番号は、通常の口座番号と異なりますので、銀行に確認して間違いのないよう記入してください。

※通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号及びカナ口座名義人が表示されている面）の添付をお願いします。

担当者	
連絡先	

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあったゼロカーボン推進事業補助金について、令和5年度ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|-----------------------------------------------------------|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額
(○年○月○日付け(文書番号)による確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

宮崎県知事 ○○ ○○ 様

補助事業者名及び代表者

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたゼロカーボン推進事業補助金に係る補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、令和 5 年度ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱第 12 条の規定により承認を申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 取得財産の品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
円
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

(注) 処分の方法の欄には、仕様、譲渡、交換、貸付け、廃棄等の別を記載すること。